



佐賀県公報

平成16年
7月30日
(金曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規 則

◎行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (五〇・私学文化課) 一

◎社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (五一・地域福祉課) 二

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (五二・生産者支援課) 三

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (五二・生産者支援課) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 (五〇九・危機管理・広報課) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・二五) 四

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・二五) 四

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

◎自衛隊二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (五一〇・) 三

公布された規則のあらまし

◎行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第五〇号)

1 行政書士法が改正され、行政書士法人制度が創設されたこと等に伴い、引用条項及び引用語句を改めることとした。(第七条及び様式第四関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一六年八月一日から施行することとした。

◎社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五

一号)

1 生活福祉資金について、更生資金と障害者福祉資金を統合するとともに、修学資金中修学費の貸付金額の限度に係る学校の区分を改めることとした。(第五条及び別表第一関係)

2 その他生活福祉資金の貸付金額の限度、据置期間及び償還期間の一部を改めることとした。

3 この規則は、平成一六年八月一日から施行することとした。

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第五二号)

1 電気通信事業法の改正に伴い、引用語句を改めることとした。(第一〇条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十三条第二項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。

第八条中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

様式第四の表中「第13条」を「第13条の22第1項」に改め、同様式の裏中「第13条」を「第13条の22」に改め、「(行政書士)」の次に「(行政書士)」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十一号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和四十一年佐賀県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「障害者更生資金(生業費に限る。)」を削り、「回項第七号中「障害者生業費」を削る。

別表第一の更生資金の項を次のように改める。

更生資金	生業費	ただし、障害者世帯にあつては、 2,800,000円 4,600,000円	貸付けの日から1年以内。ただし、障害者世帯に対する貸付けにあつては、貸付けの日から1年6か月以内	据置期間 経過後7年以内。 ただし、障害者世帯に対する貸付けにあつては、据置期間経過後9年以内
	技能習得費	1 知識技能を習得する期間が6月を超えない場合は、 1,100,000円 ただし、障害者世帯にあつては、 1,300,000円 2 法令等において知識技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、6月を超える期間に150,000円を乗じて得た額(4,500,000円を限度とする。)と1に定める額との合計額	知識、技能を習得する期間が満了した後6か月以内	据置期間 経過後8年以内

別表第一の障害者更生資金の項を削り、同表の福祉資金の項、住宅資金の項及び修学資金の項を次のように改める。

福祉資金	福祉費	500,000円	貸付けの日から6か月以内	据置期間 経過後3年以内
	障害者等福祉用具購入費	800,000円		
福祉資金	障害者自動車購入費	2,000,000円	貸付けの日から6か月以内	据置期間 経過後6年以内
	中国残留邦人等国民年金追納費	4,704,000円		
住宅資金	住宅資金	2,500,000円	貸付けの日から6か月以内	据置期間 経過後7年以内
	修学資金	1 高等学校(中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。) 月額 35,000円 2 高等専門学校 月額 60,000円 3 短期大学(専修学校の専門課程を含む。) 月額 60,000円 4 大学 月額 65,000円		
	就学支度費	500,000円	当該修学資金の貸付けにより就学した者が高等学校、大学又は高等専門学校を卒業した後6か月以内	据置期間 経過後20年以内

別表第一の療養・介護資金の療養費の項の貸付金額の限度の欄の1中「1,506,000円」を「1,700,000円」に改め、
「ただし、特に必要と認められる場合は、
1,686,000円」を削り、同欄の2中

「2,304,000円」を「2,300,000円」に改め、同表の療養・介護資金の介護費の項の貸付金額の限度の欄の1中「1,736,000円」を「1,700,000円」に改め、同欄の2中「2,354,000円」を「2,300,000円」に改め、同表の離職者支援資金の項の貸付金額の限度の欄中「生計中心者が離職した日から2年(特別の事由は3年)を経過した日の属する月の翌月以降又は」を削り、同項の据置期間の欄中「6か月」を「12か月」に改め、同表の備考の1中「受給者厚生資金」を「厚生資金」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第五十二号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号ト中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業」を「第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第五百九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古 川 康

募集期間 (男子) 平成十六年八月二日から同年九月六日まで

(女子) 平成十六年八月二日から同年九月八日まで

●佐賀県告示第五百十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百七条及び第百十八条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古 川 康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
(筆記試験、口述試験、身体検査)	平成一六年九月一五日	神埼郡三田川町大字立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地
	平成一六年九月一七日 (筆記試験)	佐賀市栄町二番一号 唐津市西城内六番三 三号	佐賀県農協会館 唐津市民会館

男子		女子	
鹿島市納富分二六四 三番一号	鹿島公民館	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
伊万里市新天町六六 三	伊万里商工会館	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
武雄市武雄町武雄五 五三八番地一	武雄市文化会館	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
神埼郡三田川町大字 立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
神埼郡三田川町大字 立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
佐賀市栄町二番一号	佐賀県農協会館	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
神埼郡三田川町大字 立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日
立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地	（口述試験、身体検査） 平成一六年九月二一日 二二日 二四日	（筆記試験、口述試験） 平成一六年九月二六日

○ 人事委員会事項

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第二号の作業の項中「詰警・出警係」を「詰警係、出警係」に、「所長」を「所長、参事」に改め、同表の第三号の作業の項中「警務課」を「警務本部の監察留置管理係に勤務する警務官（管理業務のみに従事する者」

を除く。）及び警務課」に、「留置係に勤務する警務官」を「留置管理係に勤務する警務官（管理業務のみに従事する者を除く。）」に改め、同表の第六号の作業の項中「浦瀬田御母警ら係」を「田御母警ら係」に改め、同表の第七号の作業の項中「通信指令係」を「通信指令第一係、通信指令第二係及び通信指令浦瀬田」に改め、同表の第八号の作業の項中「排障係」を「警備係」に改め、同表の第十号の作業の項中「警備係」を「警備警ら係」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)